

労働時間の短縮による家庭生活の変化

— 家庭経営学の視点から —

平田道憲
(1993年9月10日受理)

The Change of the Family Life Affected by the Shorter Working Time
— From the Point of View of the Home Management —

Michinori Hirata

In Japan, the working time has been decreasing. However, Japanese working people spend more hours per year to work than those in Western countries. The policy of the shorter working time is conducted by the Japanese Government in order that the working people get more free time.

This paper examines whether the shorter working time of working members in the family enrich the time use of the other members of the family. Especially, the effect of the shorter working time of husbands to wives will be analysed.

There are some characteristics about the relationship between the use of time of husband and wife. Those are the time pressure by dual role of the working married women, the participation to the housework by husbands, and the use of time of housewives on Sunday.

It is concluded that the shorter working time of the husband will not necessarily be related to the improvement of the use of time of the other members in the family.

1. はじめに

生活の「豊かさ」や「ゆとり」に対する関心が高まっている。「豊かさ」とは何か。「ゆとり」とは何か。どうすれば「豊かな」生活を実現させることができるだろうか。これについての確定的な答えを見いだすのは難しい。

このテーマに関連する研究や議論を大まかに整理すれば、「豊かさ」や「ゆとり」には、多様な次元があるということになる。経済的な次元、時間的な次元、空間的な次元、精神的な次元などをあげる人が多い。

「豊かさ」や「ゆとり」を実現させるための政策も、これらのうちの一つあるいは二つ以上の次元に関連していることが多い。労働時間⁽¹⁾の短縮は、この中で主として時間的な次元に関連しており、時間的な豊かさやゆとりを生み出そうとする政策である。

宮沢内閣の「生活大国5か年計画」においても、「ゆ

とりのための労働時間の短縮」が提案されている〔経済企画庁、1992〕。この計画では、労働時間の短縮を、「生活大国」の実現をめざす上での最重要課題の一つと考え、平成8年度(1996)までに、年間総労働時間1800時間を達成することを目標としている。

この目標を達成することは、わが国においては、もちろん容易ではない。解決すべき多くの問題が存在している。したがって、それらの問題に対処し、労働時間の短縮を実現させるためには相当の努力が必要である。しかしながら、同時に重要なことは、労働時間の短縮が実現したときに、実際に豊かでゆとりある生活を手に入れることができるかどうかということである。

労働時間の短縮さえ実現すれば、自動的に豊かでゆとりある生活も実現するであろうか。必ずしもそうではないのではないか。だとすれば、労働時間の短縮が豊かな生活に結びつくための条件は何か。

本稿においては、家庭経営学の視点から、家族成員

の労働時間の短縮が他の家族成員の生活時間配分に与える影響について考える。とくに、夫の労働時間の短縮が妻の生活時間に与える影響に焦点をあて、夫の労働時間の短縮が家庭生活の豊かさに結びつくための条件について検討する。

2. 労働時間の実態

はじめに、日本における労働時間の実態をみておきたい。労働省の1991年度の毎月勤労統計調査によると、従業員30人以上の事業所の1人あたり年間総実労働時

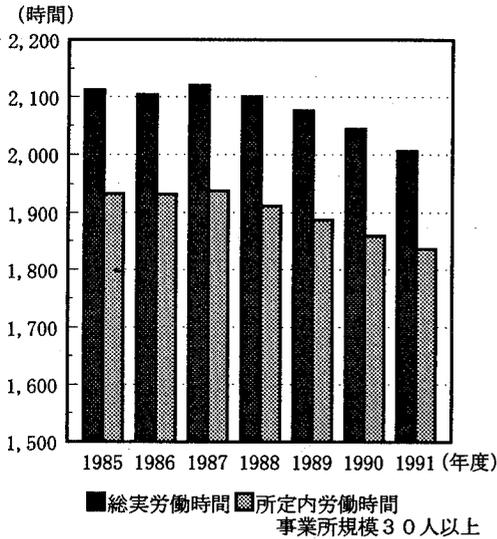


図1 労働時間の推移

間は、2006時間であった(図1)。このうち所定内労働時間が1837時間、残業などの所定外労働時間が169時間である。総実労働時間は、前年度に比べ38時間、1.9%の減少である。5年前の1986年度の年間総実労働時間は、2104時間であったので、この5年間で約100時間減少している。

このように、わが国の労働時間は、ここ数年間着実に減少しつつあるけれども、国際的にみるとまだ長いことがわかる。労働省の調査によると、製造業生産労働者の国際比較(1990年・5か国のデータ)では、もっ

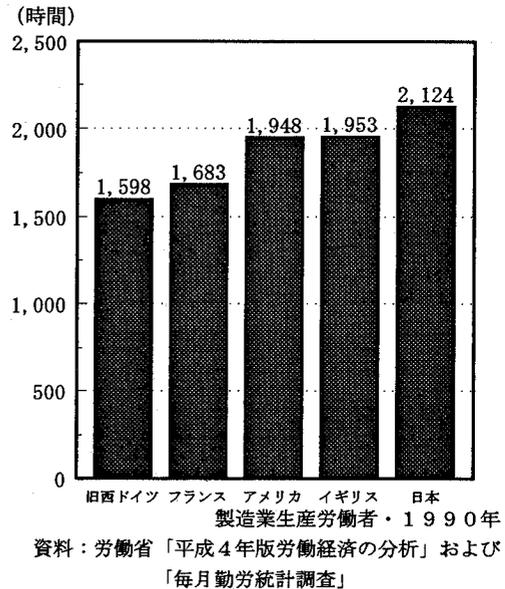


図2 総実労働時間の国際比較

表1 有職者の「仕事」時間の変化(全員平均時間)

	平日					土曜					日曜					
	'70年	'75	'80	'85	'90	'70年	'75	'80	'85	'90	'70年	'75	'80	'85	'90	
有職者全体	7.48	7.27	7.30	7.49	7.32	7.21	6.06	6.07	6.24	5.35	4.12	2.58	2.44	3.04	2.41	
職業別	農林漁業者	7.14	6.58	6.00	6.59	5.57	7.32	6.10	5.30	6.24	5.58	6.14	5.43	4.26	6.10	5.21
	自営業者	8.51	7.44	7.50	7.45	7.31	8.19	7.20	7.38	7.47	7.11	5.29	3.54	4.00	4.10	3.52
	販売職・サービス職	7.40	6.55	7.13	7.19	7.05	7.52	6.50	6.56	7.04	6.14	4.56	3.38	4.09	4.19	3.49
	技能職・作業職	8.05	7.40	7.48	8.12	7.53	7.23	6.21	6.28	6.46	6.10	3.18	2.22	2.12	2.28	2.07
	事務職・技術職	7.30	7.35	7.46	8.06	7.58	6.22	4.42	4.56	5.04	3.57	2.10	1.25	1.19	1.22	1.17
	経営者・管理職	—	7.54	7.48	8.41	8.21	—	5.30	5.35	5.05	4.22	—	1.58	1.48	1.44	1.40
	専門職・自由業・他	—	—	6.56	6.43	6.57	—	—	5.10	5.15	5.22	—	—	2.55	2.03	2.37
勤め人	男	8.14	7.49	8.06	8.34	8.34	7.32	5.59	6.12	6.32	5.51	3.36	2.18	2.18	2.34	2.20
	女	7.05	6.58	6.56	7.03	6.38	6.32	5.24	5.28	5.25	4.29	2.41	1.59	2.02	2.07	1.56

資料：NHK生活時間調査(1990年)
出典 [NHK世論調査部, 1992]

とも少ない旧西ドイツが1598時間、次いでフランス1683時間、アメリカとイギリスはほぼ同じで、それぞれ1948、1953時間である。日本は2124時間で、他の国と比較してかなり長いことがわかる(図2)。

では、わが国の労働時間は、なぜ諸外国と比べて長いのであろうか。このためには、年間総労働時間よりも1日あるいは1週間単位の労働時間に着目した方がわかりやすい。

表1は、1990年に実施されたNHKの生活時間調査の結果を示したものである[NHK世論調査部、1992]。ここでは1日の単位で集計されている。一日の単位でみた有職者全体の「仕事」時間は、平日7時間32分、土曜5時間35分、日曜2時間41分である(この時間量は、有職者全体について、「仕事」をした人もしない人も含めた平均である)⁽²⁾。

この結果は、平日より土曜、土曜より日曜の方が仕事時間が短いという常識を示しているが、同じ表1によって、曜日別の仕事時間の20年間の時系列変化をみると、平日に比べて、土曜と日曜の仕事時間が大きく減少していることが明らかである。

20年前に国際比較の目的で松山市で実施された生活時間調査の結果において、日本の労働時間が諸外国と比較して長いのは、とくに日曜の労働時間が長いことによることが明らかになった[経済企画庁国民生活局、1975]。

表1でみたとおり、わが国の日曜の仕事時間は、20年前と比較すると減少している。にもかかわらず、現在でも諸外国と比較するとわが国の日曜の労働時間は長い。これはとくに、日曜に労働に従事する人の比率が高いことによる。表1と同じNHKのデータによれば、日曜に仕事をした人の比率は、男性有職者の43.5%、女性有職者の41.2%である。この比率は、わが国より労働時間の短い先進諸外国よりも高くなって

いる。これがわが国で年間労働時間が長くなる理由の一つである。

年間労働時間がわが国で長いもう一つの理由は有給休暇の取得状況である。よく知られているとおり、先進諸外国と比較して、わが国の有給休暇日数が短く、しかも消化率が低い。

3. 長時間労働の弊害

表1に示されているもう一つのことは、仕事の時間が職業によってかなり異なっていることである。しかも、この相違は、曜日によって様相を異にしている。

平日に仕事時間が長く忙しいのは、経営者・管理職、事務職・技術職であり、土曜に忙しいのは、自営業者、販売職・サービス職、技能職・作業職である。日曜に忙しいのは、農林漁業者、自営業者、販売職・サービス職である。

では、長時間労働に従事している人はどのような生活時間配分をしているのであろうか。

愛媛県松山市で1991年に実施した生活時間調査によれば⁽³⁾、平日の男性の54.9%は職業労働時間が8時間を超え、26.4%は10時間を超えている。職業労働時間が10時間を超えている人に注目すると、睡眠時間を削り、自由時間が短くなっていることがわかる。職業労働時間が8時間半を超え10時間以下の人の自由時間が3時間19分(この時間も全体平均よりは短い)であるのに対して、職業労働時間が10時間を超えている人の自由時間は2時間16分である。したがって、個々の自由時間活動も短くなっており、テレビ視聴時間も短い。ただひとつの例外は休息である。休息時間は、職業労働時間がもっとも短い人と並んで長くなっている。

ここで、テレビ視聴時間に注目すると、職業労働時間が長くなるにしたがって逆U字型になっている。つまり、職業労働時間が7.5時間を超え8.5時間以下の人

表2 職業労働時間量別にみた生活時間配分(男性、平日)

(単位:時間 分)

職業労働時間量	6時間以下	7.5時間以下	8.5時間以下	10時間以下	10時間超
サンプル数	25	29	55	69	64
職業労働	4.58	7.59	8.42	9.57	11.59
家事労働	0.18	0.14	0.11	0.14	0.06
その他の義務	2.18	1.02	0.49	0.40	0.34
生理的 necessary	10.38	11.03	10.25	9.48	9.03
自由時間	5.41	3.41	3.49	3.19	2.16
(自由時間の内訳)					
スポーツ	1.07	0.04	0.04	0.05	0.00
交際	0.34	0.12	0.14	0.08	0.10
テレビ	1.49	1.57	2.09	1.48	1.02
休息	0.22	0.12	0.11	0.09	0.22

その他の義務は、子どもの世話、買物、移動時間の合計である
資料:松山市生活時間調査(1991年)
出典:[財政経済協会, 1992]

のテレビ視聴時間をもっとも長く、職業労働時間がそれ以上でも以下でもテレビ視聴時間は短くなる。

もちろん、現実には女性の長時間労働も存在するけれども、統計的には、長時間労働に従事しているのは男性が多い。では、男性、とくに夫の長時間労働は、家族にどのような影響を与えているであろうか。天野寛子は、次の8点を指摘している [天野寛子, 1989]。

①妻が就業したくても夫の家事協力が得られず、ひとりで担うためパート就労となったり、就業できなかったりする。

②妻が就業している場合も、夫が分担すべき家族への諸役割を妻が行わねばならず、妻が過重負担となる。

③妻の家事労働の過重負担が、妻自身の個人としての社会的・文化的な時間を奪い、また待ち時間としての時間が主体性を発揮できなくしている。

④夫・妻、父と子のコミュニケーションが少なくなり家族の生活を豊かにもつことができない。

⑤日常的な生活場面における生活上の注意やしつけの役割が果たせず、土曜日・休日みの「サービスの接触」に偏ってしまう。

⑥夫妻の家庭生活内の具体的な協力の様式を子どもに日常的にみせることができず、今後の労働者家庭に必要な協力の様式の伝達ができない。

⑦老親との交流や世話介護の問題にとりくむ時間がなく、必要な社会的対策や措置に対しても無関心・無理解となり、妻を精神的にも肉体的にも圧迫することになる。

⑧地域や社会的問題への関心が薄くなり、地域の人々との関わりの中で問題解決できる家族や生活上の諸問題に積極的にとりくめず、結果的に生活の質を高めていくことができない。

4. 夫と妻の生活時間

では、夫の職業労働時間が短縮されれば、以上のような弊害は取り除かれるであろうか。上で述べた松山市の生活時間調査では、男性の職業労働時間が短くな

ると子どもの世話と買物の家事労働を含む「その他の義務」の時間は長くなるものの、炊事、掃除、洗濯などの家事労働時間は増えない。

松山市の生活時間調査は、調査当日の職業労働時間の長さによって分類している。もう少し長期にわたっての職業労働時間の影響をみるために、総務庁統計局の社会生活基本調査(1991年)のデータを用いた [総務庁統計局, 1993]。

男性を週間労働時間が35時間未満、35時間以上48時間未満、48時間以上の3グループに分けて、買物や子どもの世話を含む週平均の家事労働時間をみると⁽⁴⁾、この順に、25分、23分、20分であり、週間労働時間とほとんど関係がない。

したがって、男性の労働時間の短縮だけで、上述の長時間労働の弊害がすべて取り除かれるとはいえない。つまり、男性の長時間労働とは必ずしも関係なく、わが国における夫と妻の生活時間については、基本的な問題点が存在しているといえる。

ここで、日本における夫と妻の生活時間の特徴を次の4点からまとめておきたい。

第一は、有職既婚女性の時間配分の特徴である。有職既婚女性は、職業労働時間は有職既婚男性より短く、家事労働時間は無職既婚女性より短く、しかも自由時間はこの両者より短い。妻および働く女性としての二重の役割による有職既婚女性のタイムプレッシャ(時間の圧力)を示している。

第二は、有職既婚男性の家事労働時間の特徴である。日本の夫が家事労働をしないことは、しばしば指摘されることである。20年前に国際比較の目的で松山市で実施された生活時間調査の結果においても、日本の有職既婚男性(夫)の家事労働時間が諸外国と比較してとくに短いことが指摘されていた [経済企画庁国民生活局, 1975]。

その後、夫の家事労働時間は微増はしたものの、諸外国との比較における短さについては、ほとんど変化していない。

表3 カナダと日本の家事労働時間の比較(週平均)

	カナダ			日本		
	平均時間 (全員) 時間	平均時間 (行為者) 時間	行為者率 %	平均時間 (全員) 時間	平均時間 (行為者) 時間	行為者率 %
	男性 有職 既婚	1.0	1.8	52.7	0.1	1.6
女性 有職 既婚	2.3	2.5	88.8	3.2	3.6	90.6
女性 無職 既婚	3.9	4.0	97.4	4.9	5.2	94.9

ここでの家事労働時間は、子どもの世話、買物を除いてある
資料：カナダ カナダ統計局調査(1986年)
日本 社会生活基本調査(1986年)

表3は、1986年のデータを用いてカナダと日本の既婚者の家事労働時間（週平均）を比較したものである（どちらも全国データ）。この表には、通常平均時間の尺度として用いる全員平均時間のほかに、行為者平均時間と行為者率という2つの尺度のデータを載せている。行為者平均時間とは、その行動を実際に行った人だけについての平均時間であり、行為者率とは、実際にその行動を行った人の全サンプルに対する比率である。

この3つの尺度の間には、

$$\text{全員平均時間} = \text{行為者平均時間} \times \text{行為者率}$$

という関係が成立する。

つまり、2つの属性あるいは地域の間（全員）平均時間の差異の中には、行為者平均時間の要因の部分と行為者率の要因の部分とがある。

表3によれば、日本の夫はカナダの夫と比較して家事労働時間が極端に短いことがわかる（1.0時間-0.1時間）。この差は、表から、主として行為者率の差によるものであることがわかる。日本の夫は、そもそも家事労働に従事しないことが明らかである。家事労働に従事している夫の家事労働時間は、それほど短くないのである（1.8時間-1.6時間）。

図表は示していないけれども、共働き世帯の夫の家事労働時間が、専業主婦世帯の夫の家事労働時間とほとんど差がないことも夫の家事労働についての一つの特徴である。

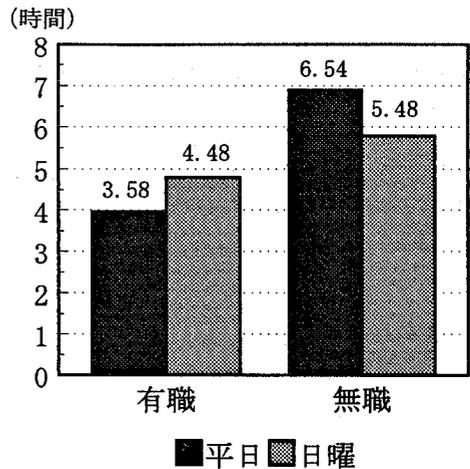
第三は、無職既婚女性と有職既婚男性の睡眠時間の比較である。日本においては、無職の妻の睡眠時間は有職の夫より短い。夫より早く起き、夫より遅く寝る妻の存在が珍しくないとするれば、このデータはとくに奇異ではないかもしれない。では、なぜこの問題をとりあげるのだろうか。実は、20年前に国際比較の目的で松山市で実施された生活時間調査の結果において、日本におけるこの傾向は、国際比較における唯一の例外であった〔経済企画庁国民生活局、1975〕。つまり、日本以外の国では、無職既婚女性の睡眠時間は、有職既婚男性の睡眠時間より長かったのである。

表4 カナダと日本の睡眠時間の比較（週平均）

			カナダ	日本
男性	有職	既婚	7.8	7.8
女性	有職	既婚	8.0	7.3
女性	無職	既婚	8.6	7.6

（単位：時間）

資料：カナダ カナダ統計局調査（1986年）
日本 社会生活基本調査（1986年）



単位：時間、分

家事時間には「子供の世話」と「買物」を含む
資料：総務庁「社会生活基本調査」（1991年）

図3 有配偶女性の平日と日曜の家事労働時間

表4は、1986年のデータによるカナダと日本の既婚者の睡眠時間を比較したものである。ここでも、日本とカナダの傾向は、逆になっている。他の国の最近の生活時間調査の報告結果などをあわせて考えると、無職既婚女性の睡眠時間が有職既婚男性よりも短いというこの傾向は、未だに国際的な例外である可能性が高い。

日本における夫と妻の生活時間の特徴を示すこの傾向は、単に睡眠時間の特徴というだけでなく、妻が夫より早く起き、夫より遅く寝ることと関係があることを考えると、夫と妻の家事労働に関する特徴をも合わせもっているといえる。

第四は、無職既婚女性、いわゆる専業主婦の日曜の家事労働時間の特徴である。「三食昼寝付き」などと揶揄されてきた専業主婦の日曜とはどのようなものであろうか。

図3は、1991年の社会生活基本調査のデータから、有配偶女性の家事労働時間を、有職者と無職者の平日と日曜で比較したものである。これによると、有職既婚女性の家事労働時間は平日より日曜の方が長い。一方、無職既婚女性の家事労働時間は平日より日曜の方が短い。では、日曜の家事労働時間はどちらが長いであろうか。これは、図に示されるとおり、無職既婚女性の方が長い。

無職既婚女性が有職既婚女性よりも平日にかなり多くの家事労働をしていることを考えると、日曜ぐらいは有職既婚女性より家事労働時間が少なくとも不自然ではない。事実、諸外国の中には、無職既婚女性の日

曜の家事労働時間が、有職既婚女性より短い国もある。しかしながら、わが国の生活時間調査の結果をみるかぎり、ほとんど例外なく無職既婚女性の家事労働時間の方が長い。

ではなぜ日曜の無職既婚女性の家事労働時間が有職既婚女性より長いのであろうか。30年前の生活時間調査において、この日本と同じ傾向が東欧諸国にみられ、欧米諸国にみられないことを発見したハンガリーのサライは、「無職既婚女性は、夫へのデモンストレーションのために日曜に家事労働をするのではないか」という仮説を提示した〔経済企画庁国民生活局、1975〕。

この仮説の真偽は必ずしも確認されていない。しかしながら、この仮説を検討していくと、夫の休日が、無職の主婦にとっては必ずしも休日にならない可能性を示唆できる。最近のデータでは、無職既婚女性の自由時間は、平日より日曜の方が長い、以前の調査では、無職既婚女性の自由時間が平日より日曜に短くなるという結果が得られたこともある。

この見地から検討すべき問題点の一つが夫の週休二日制の問題である。夫の週休二日制は、夫あるいは無職の妻にどのような影響を与えているのであろうか。

図4は、1991年の社会生活基本調査から夫の週休制度が週一日の場合と週二日の場合に、夫および無職の妻の家事労働時間にどのような相違があるかをみたものである。対象としては、「夫婦と子どものみの世帯」、妻は無職の妻の家事労働時間にどのような相違があるかをみたものである。対象としては、「夫婦と子どものみの世帯」を取りあげた。週休制による土曜の生活時間データは、同調査では、今回初めて報告されたものである。

夫と妻を同じスケールのグラフにしたので、夫の時間の差異が見えにくい、週休二日の夫は週休一日の夫より、土曜および日曜の家事労働時間がかなり長い。土曜は、二日制46分に対して一日制17分、日曜は、二日制1時間14分に対して、一日制50分である。

これについての時系列の比較はできないが、夫全体の家事労働時間が、このところ少しずつではあるが増加している傾向とあわせて考えると、週休二日制の普及によって、少しずつ、夫も家事労働に目が向いてきたのではなかろうか。

しかしながら、注目すべきは妻の家事労働の時間である。グラフに示されるとおり、妻の場合には、夫の週休制と家事労働時間には、どの曜日にもほとんど差がない。土曜日の家事労働時間にしても、夫が休みだからといって家事労働時間が長くなることもない代わりに、夫の家事労働参加が妻の家事労働時間を減らすということも生じていない。

週休制度別の土曜の生活時間は今回初めて報告されたので、次回以降の変化に注目していきたい。

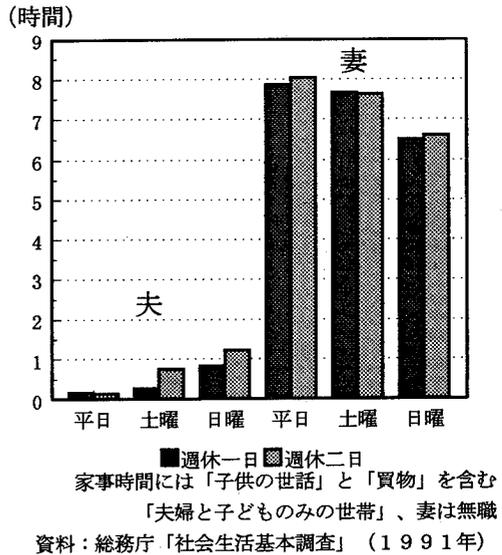


図4 夫の週休制度別にみた夫と妻の曜日別家事労働時間

5. 労働時間短縮による豊かな家庭生活の実現のために

以上検討してきたとおり、日本においては、夫の労働時間の短縮が必ずしも家庭生活の豊かさにつながるとはいえない。そこで、最後に、労働時間短縮の問題点を整理し、豊かな家庭生活の実現のために必要なことを考えてみたい。

第一の問題点は、労働時間の短縮は、ひとつの政策目標ではあっても、最終目標ではないということの確認である。最終目標は、あくまでも生活の充実であり、豊かな家庭生活の実現である。同じことは、学校週5日制についてもあてはまる。学校の土曜日を休みにすることが目的なのではない。

第二の問題点は、家庭内時間配分のバランスである。いいかえれば、誰のための労働時間短縮か、ということである。夫の労働時間短縮によって、夫の生活が充実すれば、夫の生活の質は高まる。しかし、上述のような日本における夫婦の生活時間の特徴を考えたとき、夫の労働時間の短縮が妻の生活の充実にはあまり役立たなかったり、まして妻の生活に負の影響を与えたりするようでは、家庭生活の豊かさにはつながらない。

今回初めて報告された社会生活基本調査のデータによれば、週休二日制の夫の土曜日の家事労働時間は、週休一日制の夫より長いことが明らかになった。この結果は、ここで述べた見地からみると少なくとも平均

的には妻に負の影響を与えていないといえる。ただし、同じ平均的にいえば、妻の家事労働を短くするまでにはいたっていない。

このことは、有職の夫と無職の妻についてだけあてはまるのではなく、共働きの夫婦の場合でも同様である。同じ労働時間短縮の果実を夫あるいは妻だけが大きく得るというのでは、家庭生活全体の質は高まらないのではないか。

第三の問題点は、一日、一週間、一年、一生などでみたバランスのある労働時間短縮の実現である。一例をあげれば、週休二日制の人の平日の労働時間は週休一日制の人の平日の労働時間より長く、一日の単位でみると、労働以外の生活が圧迫されているという結果が報告されている [財政経済協会, 1992]。もちろん、土曜日の生活はゆとりがあるのであるが、豊かな家庭生活の実現のためには、あらためて、平日と土曜のバランスを考えることが必要である。

本稿は、平成5年度広島大学公開講座「生活環境と人間」における筆者の担当部分である「労働時間の短縮と豊かな家庭生活」を大幅に加筆修正したものである。

<注>

(1) 家庭経営学においては、職業労働と家事労働をあわせて労働時間という。しかしながら、一般社会では、職業労働時間のことをさして労働時間ということがむしろ一般的である。本稿においても、とくに誤解を生

じない場合には、職業労働時間を労働時間と表現した。

(2) NHK生活時間調査においては、「何らかの収入(報酬)を得る行動」を「仕事」と定義している。

(3) 1991年10月に愛媛県松山市で実施した生活時間調査に筆者も参加する機会を得た。この調査は、松山市内在住の18歳以上65歳未満の男女を母集団とし、2000人を抽出。半数を平日、残りの4分の1ずつを土曜と日曜に割り当てた。日記法による調査で回収率は全体で63.8%であった。詳しくは、[財政経済協会, 1992]を参照していただきたい。

(4) 週平均とは、平日と土曜と日曜のデータをウエイト付けして平均した値である。

参考文献

- 天野寛子 1989 生活時間と家庭, 日本家政学会編
1989 家庭生活の経営と管理 朝倉書店, 57, 60
ページ)。
経済企画庁編 1992 生活大国5か年計画 大蔵省印刷局
経済企画庁国民生活局編 1975 生活時間の構造分析
大蔵省印刷局
NHK世論調査部編 1992 図説日本人の生活時間
1990 日本放送出版協会
総務庁統計局 1993 平成3年社会生活基本調査報告
日本統計協会
財政経済協会 1992 高齢社会のグランドデザイン<
生活スタイル・ケア>